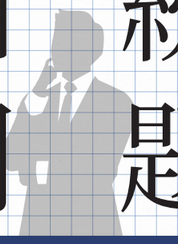
特集 続題 相続問題

相続・遺産分割のプロフェッショナル ライフプランナーが語る 相続問題解決への道！





ソニー生命保険株式会社
トップ・オブ・ザ・エグゼクティブ
ライフプランナー　本間敏也

新潟県出身で趣味はゴルフとスキュバダイビング。
『おススメはフィリピンのパラワン島ですね』と本間さん。
休日は奥様とゆっくり過ごす事が多い。

そもそもライフプランナーとはなんですか？

私の勤務するソニー生命はソニー創業者の盛田昭夫さんが創立して、１９８１年４月に営業を開始しました。そのときに、日本ではじめてライフプランナー制度が発足いたしました。

ライフプランナーは生命保険のみを販売する存在ではなく、個人であればその家庭に寄り添って家庭で起こる様々な問題をお伺いし、実際にその方々の問題解決に向けてお手伝いをしています。

例えば、一家の大黒柱が亡くなった時、大きな買い物として住宅を購入した時、もしくは賃貸経営を始めた場合等、ファイナンシャルが必要なときに収支のバランスをご案内できるシミレーションを活用し、家庭全体の収入と支出のバランスを将来的にみて、安心を買って頂けるような設計になるのかどうかをアドバイスしています。

例えるなら、東京湾に大型客船が入ってくるときに実航するタグボートってありますよね。その水先案内人のようなものです。タグボートは大型客船の特徴や、機能等を知っていてこそ道標を示せます。そのようなタグボート役が人生のライフプランナーなのかなと思っています。実際に大型客船でも様々なところに不備が出ます。その時に各専門のプロフェッショナルをご紹介して、その改善にあたって頂く。ライフプランナーとは、そんなアドバイザー的な役割だと感じています。

相続や遺産等多くの相談を受けてきた本間さんにとって今、何が必要だと感じていますか？

相続は遺言が大事だと考えます。

世間一般でもまだまだ遺言書を書かれる方は少ないのが現状です。

遺言書を書くためには、ある程度の準備が必要です。遺産を遺すと言っても、例えばすべての法定相続人に対して均等に財産を分けるのであれば、遺言書なんて必要ないのかもしれません。

しかし実際には、遺言書が必要となるケースの方が多いと感じています。特定の人に対して、多く資産を分けなきゃいけないような家庭もあるわけです。そのような場合に遺言書が必要となるのですが、中にはお子さんを金銭や資産で差別化することに抵抗を持たれる方もいらしゃると思います。しかし、一定の年齢を過ぎていくと、準備をしておかなければ大きなトラブルが起きることがあります。第三者が見ていてもトラブルになりそうだと予想できるケースも多くあります。起こりうるトラブルやリスクを想定し、意識付けをしていく事が私たちの役割です。

揉めるようなケースとして、例えば、都内に土地としての価値も高い一軒家をお持ちのご家族がいらっしゃるとします。そして、その家は長男が住んでおり、長女・次男に渡す資産が無い。そのような場合にはやはり遺す資産は不均等になってしまいます。

不均等にならないための一つの手段として、生命保険の活用が上げられます。

保険金の受取人は生前中から指定することができ、かつ、受取人の固有の財産になるとされております。現金には名前はつけられませんからね。

賃貸経営をされている方や大きな不動産の資産をお持ちの方で過去の相談事例を教えて下さい

私の拠点は神奈川なのですが、神奈川には結構地主さんも多くいます。

今、とある住宅メーカーとタイアップをしており、住宅展示場にこられる方に対して様々な相談に乗っています。

以前、これから住宅の建築を検討したいというご夫婦がいらっしゃいました。

土地を活用する上で、ハウスメーカーの営業マンと話す前に、私に相談を頂きました。土地の資産や今後の相続などを相続いただく中で、７階建ての賃貸併用住宅という選択に至りました。

たくさんのフロア面積をつくれるということは賃貸経営にも非常に貢献するわけですね。収益も上がりますから。

このように住宅メーカーの営業マンと商談に入る前にご相談いただいたり、住宅メーカーの営業マンからご相談いただくケースも多くあります。なぜかというと、お客様が家を建てることの将来にわたる価値と必要性、また生活の安心を具体的なシミレーションのうえに計画できるからです。



賃貸物件を建築するにしても、例えば１００坪あったら50坪50坪に賃貸住宅をたてるのと１００坪全体に賃貸住宅を立てるのとでは、次の遺産分割のときに大きな違いが出てきます。

住宅を購入・建築するという事は大きな借金にもなりますが、ある程度収益構造が保てるような賃貸住宅になれば、その大きな借金が逆に相続の際に、相続税対策としてのひとつの手法にもなります。営業の方と打ち合わせをしながら、実際に建てるときに次の世代に渡しても安心できる状態かどうかをアドバイスさせて頂きました。

我々がお話しするのは、その方全体の相続のお話をする事が多いです。

中には障がい者の息子様がいらっしゃるようなご家庭があり、そのような場合は遺る家族が彼を守る大事な存在となります。そのご家族からは、将来息子様を守るための資金源として、賃貸収入でカバーできるようにしておきたいと相談がありました。

法定相続人となる家族を含め、全員が将来どのように息子様を守っていくのか、また、同じ想いを持って頂かないといけません。

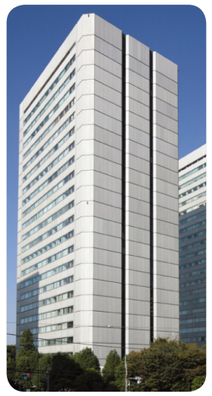
そういうときに我々がお話をしてその必要性とその後、この資産がどなたに行くのかを一緒に考えさせて頂くことになります。もちろんその他の法定相続人の方々に対してもそれぞれに見合う資産が相続できるような状態にアドバイスしています。

読者に向け、遺言を考える上での注意点はありますか？

やはり正式な機関に届出をしていただくのが一番安心です。例えば、公証人役場などですが、法律に定められた方式の遺言書作成は敷居が高いのが現状です。

その為その堅い形式に入る前に、まずは自分の気持ちを整理して頂く事が重要だと考えます。今は様々な終活ノートなどがありますよね。まずはご自身の気持ちを整理してみる事から始めるのが良いのではないでしょうか。

誰にどの資産をということだけではなく、今思っていることを書き留めていただくところからが一番かと思っています。その中で出てきた問題や課題に関して、ライフプランナーに相談してみてはいかがでしょうか。





ソニー生命

「ライフプランナーバリュー　～ともに生きるということ～」
保険のプロ「ライフプランナー」が、あなたの描くライフプランに応じて保障プランをオーダーメイドで設計します。

0120-158-679

〒107-8585
東京都港区南青山 1-1-1　新青山ビル東館

http://www.sonylife.co.jp/ ソニー生命保険 検索